

平成15年(ネ)第3358号、平成16年(ネ)第1704号、平成16年(ネ)第3236号各横田基地夜間飛行差止等請求控訴、同附帯控訴、仮執行の原状回復及び損害賠償を命ずる裁判の申立事件（原審・東京地方裁判所八王子支部平成6年(フ)第2929号、平成12年(フ)第2256号）

口頭弁論終結日・平成19年7月24日

判決要旨

第1 事案の概要

- 1 本件は、いわゆる横田基地騒音訴訟の第4次、第8次訴訟であり、横田飛行場の周辺に居住し又は居住していた一審原告らが、人格権及び環境権に基づき、一審被告に対し、横田飛行場を使用する在日米軍による、毎日午後9時から翌日午前7時までの間の航空機の離着陸の禁止及び航空機エンジンの作動禁止並びに一審原告らの居住地等の上空における航空機訓練の禁止を求める（以下「差止請求」という。）とともに、横田飛行場の設置又は管理に瑕疵があり、在日米軍の使用に伴う騒音等によって精神的損害を被ったとして、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法2条等に基づき、各人につき過去分の慰謝料250万円及び弁護士費用37万5000円のほかに、各提訴時から上記航空機の離着陸等及び訓練がなくなるまで、毎月、慰謝料3万円、弁護士費用4500円の支払を求めた事案である。
- 2 原判決は、①差止請求については、横田飛行場における在日米軍の使用関係は、条約に基づくものであり、条約及びこれに基づく国内法令に横田飛行場についての在日米軍の管理運営の権限を制約し、活動を制限し得る特段の定めはないから、一審被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを求めるものといえ、主張自体失当であるとして、これを棄却し、②慰謝料等損害賠償の請求のうち、原審口頭弁論終結日の翌日（平成14年5月24日）以後の将来の損害賠償請求に係る訴えについては不適法であるとして却下し、過去の損害賠償請求については、W E C P N L（以下「W値」という。）75の騒音センター内に居住するB一審原告ら242名（承継前のB一審原告らを含む。）にとっては、在日米軍の航空機による騒音が受容限度を超えており、横田飛行場の設置又は管理に瑕疵があるとして、その請求を一部認容し、W値75の騒音センターの外側に居住する一審原告らは、受容限度を超える騒音被害を受けているとは認められないとして、その請求を棄却した。
- 3 過去の慰謝料等損害賠償の請求をも棄却された一審原告らのうち15名（A一審原告ら）が、原判決に不服であるとして本件控訴を申し立て、一審被告も、敗訴部分が不服であるとして本件控訴を申し立て、過去の慰謝料等損害賠償の請求が一部認容されたB一審原告ら242名は、附帯控訴を申し立てた。

第2 主文

- 1 原判決中、慰謝料等損害賠償請求に関する部分を次のとおり変更する。

- (1) A一審原告ら及びB一審原告らの慰謝料等損害金の支払請求のうち、平成19年7月25日（当審口頭弁論終結日の翌日）以降に生ずべき慰謝料等損害金の支払請求に係る訴えを却下する。
- (2) 一審被告は、判決別表損害賠償額一覧表記載の原告元番号1のB一審原告らに対し、同一覧表の「損害賠償額合計額」欄記載の各金員及びこのうち平成6年12月分までに生じた金員の合計額については平成7年1月18日から各支払済みまで、同年1月分から平成19年6月分までに生じた各月ごとの金員についてはそれぞれ発生月の翌月1日から各支払済みまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 一審被告は、別表損害賠償額一覧表記載の原告元番号2のB一審原告らに対し、同一覧表の「損害賠償額合計額」欄記載の各金員及びこのうち平成12年8月分までに生じた金員の合計額については同年9月5日から各支払済みまで、同年9月分から平成19年6月分までに生じた各月ごとの金員についてはそれぞれ発生月の翌月1日から各支払済みまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 上記B一審原告らの平成19年7月24日以前の慰謝料等損害賠償請求のうちその余の請求を棄却する。
- (5) その余のB一審原告らの平成19年7月24日以前の慰謝料等損害賠償請求を棄却する。
- (6) A一審原告らの平成19年7月24日以前の慰謝料等損害賠償請求を棄却する。
- 2 原判決中、飛行差止請求棄却に関する部分に対するA一審原告らの控訴及びB一審原告らの附帯控訴をいずれも棄却する。

第3 当裁判所の判断の要旨

1 航空機の飛行差止請求について

差止請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決のとおりである。

2 過去（平成19年7月24日以前）分の損害賠償請求について

(1) 受忍限度について

受忍限度については、横田飛行場周辺地域の騒音センターをもって、B一審原告らが被っている航空機騒音被害の程度を認定するのが相当であり、騒音センターのW値75以上の地域に居住するB一審原告らが受けている騒音被害は、受忍限度を超えて違法である。ただし、B一審原告らが損害賠償を求める期間の始期である平成4年1月分から（第4次）、又は平成9年9月分から（第8次）平成16年3月分までは平成10年度センターにより、平成16年4月分から平成19年6月分までは平成15年度センターによりW値75以上の地域に居住すると認められるB一審原告らについて損害が認められるべきである（参考 原判決は、昭和52年の告示センターによってW値75以上の地域に居住するB一審原告らにつき損害が認められたとしたが、

一審被告は、平成10年度コンターによるべきであると主張し、当審に至つては、平成16年4月以降は平成15年度コンターによるべきであると主張した。)。

平成10年度コンター及び平成15年度コンターを採用した理由は、次のとおりである。すなわち、平成10年度コンターの作成過程が、告示コンターの作成過程と比較して特に信頼性に欠けるとはいえないこと、告示コンターが本件損害賠償請求に係る期間（平成4年1月から平成19年6月）の15年以上前の騒音調査を前提に作成されたのに対し、平成10年度コンターが上記期間のほぼ中間の時期に行われた平成10年度調査を下に作成されたものであること、平成10年度コンターが一審被告、東京都及び昭島市による騒音測定データから窺える騒音漸減傾向に沿っていること等からして、平成10年度コンターの方が騒音の実態をより正確に反映していると評価できる。また、平成15年度コンターは、通達に従った調査方法等に基づく平成15年度騒音度調査を基礎として作成されたものであり、上記調査方法等は合理的なものであり、他にこれを疑わせるような証拠はないうえ、これに基づく横田飛行場周辺の第一種区域の区域指定及び指定解除等の告示は、東京都及び埼玉県に対する意見照会等の所定の手続を経て適法に行われたものであること等からして、信用性を肯定することができる。

(2) 慰謝料額（基準月額）は、全期間を通じ、次のとおりである（原判決と同旨）。

| | |
|--------|---------|
| W値75以上 | 3000円 |
| 80以上 | 6000円 |
| 85以上 | 9000円 |
| 90以上 | 1万2000円 |

(3) 住宅防音工事を理由とする減額

B一審原告らのうち、住宅防音工事の助成を受けた者及びその同居者は、基本的に防音工事を施工した室数に応じた違法性又は被害の減少があるものというべきであり、慰謝料額を1室につき1割減ずるのが相当であるが、外郭防音工事を含めて防音工事がいくら広範に行われたとしても、航空機騒音がない状態と同じになることはなく、防音工事に伴う閉塞感も残存するものと認められることなどから、最大限5割の減額にとどまるものというべきである。

(4) 危険への接近の法理の適用による減額の有無

①B一審原告らのうち騒音被害を受けることを積極的に容認する意図を持って騒音コンター内の居住を開始した者がいるとは認められないこと、②騒音コンター内に初めて転入したB一審原告らや、騒音コンター内に居住して騒音被害を受けた経験がありながらその後コンター内の離れた地域に住居を定めたB一審原告らが、転入に当たって、転入先で日常的に被る騒音被害

の程度及び影響を正しく認識できていたとは認められず、認識を有しなかつたことに過失があったともいえないこと、③違法と評価される程の騒音による被害を受ける居住地で生活基盤を形成したB一審原告らが、転居を経て元の居住地に戻ることや、近接地に転居することを回避すべき義務を負うものともいい難いこと、④B一審原告らが受けている騒音被害の深刻性・重大性、⑤本件訴訟で損害賠償の対象となっている騒音被害は、平成4年1月又は平成9年9月以降分であり、平成5年ないし平成6年に横田飛行場周辺住民が受けている騒音被害が違法な水準に達している旨の司法判断が2度にわたってなされていたにもかからわず、違法状態が解消されないままであること、⑥このような事情の下で、国民を騒音等の被害から守るべき責務を負う一審被告が、被害地域に転入したB一審原告らの行動を理由に損害賠償義務の減免を主張することが不当であることを総合考慮すると、衡平の見地に照らし、本件において危険への接近の法理を適用して一審被告の損害賠償責任を否定又は減額することは相当ではない。

(5) まとめ（過去分の損害賠償）

B一審原告ら210名の各損害賠償請求は一部認容されるべきであり、その損害賠償額（元本）の全員合計額は1億9440万2670円である。その余のB一審原告ら32名及びA一審原告ら15名の各請求は理由がないから棄却する。

3 将来（平成19年7月25日以降）分の損害賠償請求について

飛行場等において離着陸する航空機の発する騒音等により周辺住民らが精神的又は身体的な被害等を被っていることを理由とする損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、将来それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及びその内容を判断すべく、かつ、その成立要件の具備については請求者においてその立証の責任を負うべき性質のものであって、このような請求権は将来の給付の訴えを提起することができる請求権としての適格を有しないものと解するのが相当である。したがって、横田飛行場において離着陸する米軍の航空機の発する騒音等により精神的又は身体的な被害等を被っていることを理由とするA一審原告ら及びB一審原告らの損害賠償請求権のうち当審口頭弁論終結日の翌日以降の分については、その性質上、将来の給付の訴えを提起することができる請求権としての適格を有しないものであるから、これを認容する余地はなく、不適法として却下されるべきである（最高裁判所第三小法廷平成19年5月29日裁判集民事224号391頁参照）。